

渡辺利夫の グローバル随想

第1回

不鮮明な 日本の安全保障論議



安倍政権下の今年4月17日に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（座長・柳俊二国際海洋法裁判所判事）を開くことが、内閣総理大臣決裁として発表された。その主旨は次のように記された。「我が国を巡る安全保障環境が大きく変化する中、時代状況に適した実効性のある安全保障の法的基盤を再構築する必要があるとの問題意識の下、個別具体的な類型に即し、集団的自衛権を含めた、憲法との関係の整理につき研究を行うため、内閣総理大臣の下に『安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会』を開催する」

集団的自衛権についての日本政府の解釈は内閣法制局によってなされ、それは一貫して「我が国は独立国として集団的自衛権を保有するが、それを行使することは自衛の限度を超え、したがって憲法上許されない」というものである。

集団的自衛権は国家固有の権利

“保有するが行使できない”とは実に奇妙な論理である。集団的自衛権は国連51条で国家に固有の権利として認められており、日米安全保障条約の前文でも、日米双方が集団的自衛権を保有する旨が明記されている。何より日本国憲法第9条はもとより、国内法の

どこにも個別的自衛権というまでもなく集団的自衛権を禁止する文言などない。

集団的自衛権に関する法的制約はまったくないのであるにもかかわらず、“行使できない”ということはありえないのだから、これは法理的解釈というより政策的解釈だということになる。そうであれば政策的解釈を変えようと総理大臣が一言表明すれば、行使可能とういことになるはずである。

そうはいつでも、こういう解釈を長年つけてきたわけであり、ここで急きょ政策転換するということになれば、与野党間はもとより与党内部にさえ亀裂が走ろう。実際、与党の一翼を担う公明党は集団的自衛権の発動には明らかに反対の意思を表明している。

本来であれば、憲法を改正してそこに集団的自衛権行使について書き込むことが正道だろうが、憲法改正のためには、衆参両院の各議員の3分の2以上の賛成を要する。加えて国民による特別の国民投票もしくは国会の定める選挙の際におこなわれる投票においてその過半数の賛成を必要とする。ハードルは著しく高い。そのうえ、国民投票法案が成立したのは今年の5月であり、憲法改正は早くとも2011年後半以降とならざるをえない。

やはり安倍前首相が想定したように、内閣法制局による憲法解釈に固執せず、さりと

て集団的自衛権を全面的に承認するのでもなく、現行の憲法内の解釈によって集団的自衛権にどこまで近づきうるかを個別の事例に即して考えるのが現実的な対処であろう。苦肉の策ではあるが、与党が憲法改正に本気になれず、参議院において与野党が逆転しているという「ねじれ現象」をも考慮すれば、それしか道は残されていないのかも知れない。

安倍前首相は、大体そのような考え方にもとづいて既述の懇談会を立ち上げ、整理して言えば次の4つの事例を問題提起した。判断は射的を射ているというべきであろう。

1つは、日本の上空を飛んでいくアメリカを標的にした弾道ミサイルを日本の防衛ミサイルが迎撃できるか。2つは、公海上を併走する日米艦船の内、米艦船が第3国より攻撃された場合、日本の海上自衛隊が反撃することが可能か。第3は、国連平和維持軍（PKO）で友軍として活動する外国の軍隊が攻撃を受けた場合、これに武器をもって日本の自衛隊が反撃できるのか否か。第4に、給油や輸送などの後方支援活動を「他国による武力行使と一体化した行動」とみなし、活動を「非戦闘地域内」のみに限定するという方式が果たして正しいのかどうか、である。

懸念される特措法空白期間

懇談会ではこれらについて5回の議論がなされた。新聞報道によれば、第1については、アメリカに向かう弾道ミサイルを日本が迎撃しないとすれば日米同盟の根幹を揺るがす。しかしこれは集団的自衛権と認めて対応すべき問題であること。第2については、国際法的には集団的自衛権でなければ正当化できない。しかも集団的自衛権を発動する場合の「歯止め」を明確にしておかななくてはならない。第3については、国際的には当然の任務とみなされており、ここでの武器使用は憲法第9条が禁じている武力行使とは区別さるべきも

のである。第4については、現行の憲法解釈は日本のPKO活動を阻害しており、武器、弾薬の提供をも全面的に認めるべきである、といった解釈が示されたという（主として『読売新聞』8月1日付、朝刊）。

まだ最終報告が提出されていないので、詳細は不明だが、個別的自衛権をいくら拡大してみても、できることはやはり限定的だということのようだ。最終報告は当初の予定では今年11月頃に提出されるものとされていたが、安倍内閣が福田内閣に変わったことが主因となって未提出の状態のままとなっている。

首相官邸のホームページによれば、5月18日に第1回目の会議が開催され、第5回の会議が8月30日に終わっており、それ以降会議はまったく開かれていない。友人の委員の1人によれば、第6回の会議が開催される雰囲気はいまのところないようだといひ、最悪の場合、最終報告書の提出は見送られることも想定されないことではないという。

時あたかも、対テロ特措法の期限が11月30日をもって失効し、給油・給水のための海上自衛隊艦船はすべて日本に帰港してしまった。拙稿を書いている時点では新特措法に対する民主党の抵抗はなお頑強であり、成立のめどは立っていないようである。

特措法の期限切れと新特措法の「空白期間」に国際的テロリズムが発生しないという保証はない。ひとたび重大な事態がこの空白期間に生じた場合、日米同盟が危機の淵に立たされ、「日本放棄」がアメリカから突きつけられないとも限らないのである。

（わたなべ・としお）

1939年生まれ、慶応義塾大学卒、同大学院博士課程修了。経済学博士。開発経済学専攻。筑波大学教授、東京工業大学教授を経て2005年から拓殖大学学長。外務大臣表彰。主著に『成長のアジア 停滞のアジア』（東洋経済新報社、吉野作造賞）、『開発経済学』（日本評論社、大平正芳記念賞）、『西太平洋の時代』（文藝春秋、アジア太平洋賞・大賞）、『神経症の時代』（TBSブリタニカ、開高健賞・正賞）など。